

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	予防接種に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

伊達市は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

福島県伊達市長

公表日

令和2年8月13日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	<p>予防接種に関する事務とは、予防接種法(昭和23年法律第68号)その他関係法令に基づき行う予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務をいう。</p> <p>伊達市は、予防接種に関する事務のうち、次に掲げる事務において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、個人番号の取得、個人番号の利用及び特定個人情報の照会を行う。</p> <p>(1) 予防接種の実施 (2) 予防接種を受けたことにより、疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合に、健康被害救済の給付を行う事務 (3) 予防接種の費用の徴収に関する事務 (4) 予防接種に関する記録の作成に関する事務</p>
③システムの名称	1. 保健システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
保健システム	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項別表第一の10の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第7号及び別表第二 情報提供の根拠 16の2 情報照会の根拠 17、18、19の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 情報提供の根拠 第12条の2 情報照会の根拠 第12条の3、13条、13条の2
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 健康推進課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	伊達市役所総務部総務課 郵便番号960-0692 福島県伊達市保原町字舟橋180番地 電話番号 024-575-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	【保健システムに関して】 伊達市役所健康福祉部健康推進課 郵便番号960-0634 福島県伊達市保原町大泉字大地内100番地 電話番号 024-575-1116 【団体内統合宛名システム、中間サーバーに関して】 伊達市役所総務部総務課 郵便番号960-0692 福島県伊達市保原町字舟橋180番地 電話番号 024-575-1111

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年7月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年7月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I 5.②所属長	健康推進課長 佐藤 高広	健康推進課長 伊藤 加与子	事後	人事異動のため
平成29年4月1日	I 8. 連絡先	電話番号 024-575-1148	電話番号 024-575-1116	事後	組織体制変更のため
平成29年8月1日	II 1.「いつの時点の計数か」	平成27年9月10日 時点	平成29年8月1日 時点	事後	
平成29年8月1日	II 2.「いつの時点の計数か」	平成27年9月10日 時点	平成29年8月1日 時点	事後	
平成30年9月1日	II 1.「いつの時点の計数か」	平成29年8月1日時点	平成30年8月1日時点	事後	
平成30年9月1日	II 2.「いつの時点の計数か」	平成29年8月1日時点	平成30年8月1日時点	事後	
平成30年9月1日	I 4.②法令上の根拠	「別表第二における情報照会の根拠 別表第二の17、18、19の項	「別表第二における情報照会の根拠 別表第二の16の2、16の3、17、18、19の項	事後	番号法の精査による
平成30年9月1日	I 8.連絡先	郵便番号960-0692	郵便番号960-0634	事後	
令和1年6月26日	I 3.個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項別表第一の10の項	・番号法第9条第1項別表第一の10の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条	事後	根拠条項の追加
令和1年6月26日	I 4.②法令上の根拠	・番号法第19条第7号及び別表第二 情報照会の根拠 別表第二の16の2、17、18、19の項	・番号法第19条第7号及び別表第二 情報照会の根拠 別表第二の16の2、17、18、19の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 情報照会の根拠 第12条の2、12条の3、13条、13条の2	事後	根拠条項の追加
令和1年6月26日	I 8.特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問い合わせ	伊達市役所健康福祉部健康推進課 郵便番号960-0634 福島県伊達市保原町大泉 字大地内100番地 電話番号 024-575-1116	【保健システムに関して】 伊達市役所健康福祉部健康推進課 郵便番号960-0634 福島県伊達市保原町大泉 字大地内100番地 電話番号 024-575-1116 【団体内統合宛名システム、中間サーバーに関して】 伊達市役所総務部総務課 郵便番号960-0692 福島県伊達市保原町字舟 橋180番地 電話番号 024-575-1111	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月26日	II 1.「いつの時点の計数か」	平成30年8月1日時点	令和1年6月1日時点	事後	
令和1年6月26日	II 2.「いつの時点の計数か」	平成30年8月1日時点	令和1年6月1日時点	事後	
令和1年6月26日	IV リスク対策	-	記載のとおり	事後	特定個人情報保護評価指針 の変更に伴う様式改正のため
令和1年9月18日	IVリスク対策	-	記載のとおり	事後	再確認に伴う記述内容変更の ため
令和2年8月7日	II 1.「いつの時点の計数か」	令和1年6月1日時点	令和2年7月1日時点	事後	
令和2年8月7日	II 2.「いつの時点の計数か」	令和1年6月1日時点	令和2年7月1日時点	事後	